

## 飲食事業者等感染防止対策補助金（北海道の支援制度のお知らせ）

北海道では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、飲食店など対面でサービスを提供する事業者の方が、感染防止対策の強化のために購入した備品等について支援しています。

申請の前にeラーニングの受講が必須となりますが、先着順のため予定数に達した時点で受講が締め切りとなります。

詳しくは事務局のHP（<https://elearning.hokkaido.jp/>）等でご確認ください。

**補助対象者** 道内に本社、本店を有する中小法人または道内に住所を有する個人事業者で、道内に店舗を有し、主たる業務において対面でサービスを提供する事業者

（例）飲食店、キッチンカー、小売店、学習塾、エステサロン、スポーツジム等

**補助対象経費** 令和3年6月18日から申請日までの間に購入、設置、支払が完了した備品

（例）アクリル板、非接触体温計、足踏み式消毒液スタンド、非接触オーダーシステム、空気清浄機、換気扇、サーキュレーター、CO2センサーなど

**補助上限額等** 75,000円（補助率：3/4以内）

**eラーニング受講期間** 9月1日(水)～17日(金)（先着順）

**申請受付期限** 11月19日(金)（消印有効）

**お問合せ** 飲食事業者等感染防止対策補助金事務局 ☎011-330-8299



## 選挙における新型コロナウイルス感染症対策について

今年行われる衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査において、選挙管理委員会では、有権者の皆さまが安心して投票できるよう、以下のとおり対策を行う予定ですので、ご理解とご協力をお願いします。

### 投票所における主な対策

- ▷投票所の出入口にアルコール消毒液を設置します。
- ▷投票所の職員および投票立会人は、マスクおよびフェイスシールドを着用し、定期的に手指消毒を行います。
- ▷鉛筆や老眼鏡などの貸し出し物品は、消毒済みのものをお渡しします。
- ▷投票用紙の記載場所は、一定の間隔を空けて他の有権者との距離を確保します。
- ▷投票所は定期的に換気を行います。
- ▷投票所内の設備は定期的に消毒を行います。

### 有権者の皆さまへお願い

- ▷投票所にお越しの際は、**マスクの着用**、咳エチケットにご協力をお願いします。
  - ▷投票所に入場する際は、出入口で**手指のアルコール消毒**をお願いします。
  - ▷周りの方と一定の距離を保つようお願いします。
  - ▷投票所内ではできるだけ会話を控えてください。
  - ▷鉛筆またはシャープペンシルを持参し、投票用紙に記載することができます。
  - ▷発熱等の症状がある場合は、受付時にお申し出ください。
  - ▷混雑が予想される時間帯を避けた投票にご協力ください。また、期日前投票の積極的な利用をお願いします。
- ※ 過去に行われた選挙の、期日前および投票当日の投票者数のグラフを市のHPに掲載予定ですので、投票所を訪れる際の参考としてください。

**お問合せ** 選挙管理委員会事務局 ☎21-3592

大事な投票、忘れずに!



## はこだてグルメサーカス2021 開催中止のお知らせ

今秋の開催を予定しておりました「はこだてグルメサーカス2021」につきましても、コロナ禍における十分な感染症対策を講じた上での開催を模索してきましたが、皆さまに満足いただけるイベントとして実施することが困難であると判断したことから、中止といたしました。

**お問合せ** 同実行委員会事務局 ☎21-3383

## 「労務状況調査」へご協力を

市内企業における従業員の賃金等労働条件の実態を把握するため、事業所調査を実施します。

8月末から9月上旬にかけて対象事業所へ調査票を送付しますので、ご協力をお願いします。

**対象** 市内に所在する事業所

（従業員10人以上は全数、10人未満は抽出）

**調査基準日** 令和3年8月31日

**お問合せ** 雇用労政課 ☎21-3309